

複数の金融機関から返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題の解決につなげようと、県は25日から12月2日まで、弁護士による「借金に関する無料法律相談会」を県内17か所で開催する。県消費生活センターの担当者は「一人で悩まず、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と呼び掛けている。

年収の3分の1を超える貸し付けを原則禁止とする改正貸金業法が2010年に完全施行され、多重債務問題は一時に比べ落ち着きをみせている。ただ多額の借入残高を抱える人は現在も相当数いるとみられる。

最近では、若者の多重債務者の増加も懸念されており、継続的に対策を講じていく必要があるという。「簡単にもうかる」「稼げる」と強調したSNS広告などを入口に、高額な契約をさせられるケースが20～30歳代で目立つ。遠隔操作アプリを使って、契約費用を複数の貸金業者に借りるよう指示されたとの事例も多い。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難とされる。返済が不可能な場合、法的な手続きを検討しなければならない。借金の減額や支払いの猶予を図る債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」がある。どの手段が適切かを見極めるには、法律の専門家に相談するのが近道だ。

しかし近年、インターネット広告などで「借金の解決」をうたう個人や事業者と相談したことで、さらに負担が増えるなど、新たな被害に遭う事例も報告されている。相談先については、自治体や地元の弁護士など信用できる機関に確認することが重要だ。

県消費生活センターは「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」と話している。

相談は予約制で、会場によっては土日、夜間も開催する。期間外でも、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口では常に相談を受け付けている。問い合わせは県消費生活センター（023-624-0999）へ。